

平成26年度 教育行政執行方針



安平町教育委員会

平成26年度教育行政執行方針

1. はじめに

平成26年第4回安平町議会定例会の開会にあたり、安平町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

最近、我が国で起きた最大の出来事は、何と云っても東日本大震災です。

しかし、被災地の復興が遅々として進まない厳しい現実の中であって、学校が地域の中核となり、児童生徒が元気に教育活動が続いている姿にこれからの日本の光を感じており、改めて、震災の様々な体験や教訓を受け継ぎ、忘れずに次の世代に繋げていくことの大切さを実感しています。

さて、一昨年末、安倍内閣のもとに、「教育再生実行会議」が設けられ、いじめ問題への対応に始まり、道徳の教科化、教育委員会制度の在り方、小学校英語教育の拡充、これからの大学制度や学校制度の在り方など、矢継ぎ早に提言がなされてきました。

いずれも教育の根幹に関わる問題なので、我が国の将来をしっかりと見据え、確かな方向性を探って行ってほしいと願っております。

一方、安平町は、平成18年3月27日に旧早来町と旧追分町の合併により、歴史や伝統など、地域事情が異なる両町がひとつの町になりました。

この間、教育委員会といたしましては、地域の人的、物的資源を積極的に活用し、平成24年3月に廃校になった富岡小学校で取り組んでいた、ふるさと教育を継承・発展させるとともに、ふるさと安平を体感できる「学社融合授業(事業)」を積極的に推進するなど、一体感のある町づくり・人づくりに取り組んでまいりました。

また、平成25年7月には、北海道の町村で初めて学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を追分小学校に導入いたしました。平成26年度以後に全小中学校に拡大し、町全体が人を育てる大きな学校という教育理念の実現を目指してまいります。

さらに、昨年、12月定例町議会で可決された、まちづくり基本条例に基づき、向こう5年間を見通した新しい生涯学習計画が、平成26年度にスタートいたします。

本計画の着実な推進のため、町民主体の活動を積極的に支援するとともに、町づくりに対する町民の参加意識の高揚を図りながら、様々な分野における町民参画の枠を拡げ、町民と行政が協働し合う新たなパートナーシップの構築に努めてまいります。

このような考え方に立ち、はじめに、安心して子どもを産み育てられる環境整備のため「就学前教育、保育、子育て支援の充実」について申し上げます。

2. 就学前教育・保育、子育て支援の充実

(1) 就学前教育・保育の推進

保護者の負担軽減と就学前の幼児教育や保育の環境を整備するため、認定こども園の機能を十分発揮させることにより、多様化するニーズに対応してまいります。

平成27年4月施行を予定している「改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）により「公私連携幼保連携型認定こども園」として「はやきた子ども園」の民営化を推進するとともに、民間活力の導入にあたっては、子どもの心と体を鍛えるために、特色ある幼児教育や保育サービスの充実を目指し、「スポーツ、英語、芸術」などを強化するための人的整備等を検討してまいります。

特に、「氷上スポーツやレクリエーション」を教育課程に盛り込むなど、町の特色や資源を活用した幼児期における「遊びを通したふるさと教育」を実践してまいります。

追分地区については、公立幼稚園、町立へき地保育所、民間保育所が混在する事情を踏まえ、将来的な幼児数の推移を勘案し、新認定こども園法の施行を見据えた就学前教育・保育のあり方や地域の認定こども園化を含めて検討します。

また、健康な身体で教育・保育が受けられるように、追分幼稚園及び町内全ての小学校で実施している、虫歯予防効果の高い「フッ化物洗口事業」について、旭保育園、民間の追分保育園で実施してまいります。

(2) 子育て支援

子育ての不安を解消できる相談・支援体制の確保を図るとともに、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、様々な地域資源と協働し、子育てを地域社会全体で支援するため、「新認定こども園法」など「子ども・子育て関連3法」の施行にあわせた「(仮) 安平町子ども・子育て支援事業計画（H27～）」を策定し、子育て環境の整備や関連する事業を実施してまいります。

また、両地区の子育て支援センターを子育ての拠点施設とし、子育てに関する研修や情報発信、家庭教育に重点をおいた事業展開を行うとともに、悩みを相談したり、気軽に仲間と話し情報交換が行える機能を充実してまいります。

放課後や土曜日に安心して安全な居場所を提供し、子どもたちの健全育成のため、児童館や放課後児童クラブが学校や関係機関と連携し、健全な遊びの提供から、学力や体力の向上につながる事業の展開に努めてまいります。

子育て支援の情報については、幼児用のふるさと教材を新たに作成するとともに、子育てガイドブックや町のホームページを活用するなど、子育てに必要な情報を分かりやすく発信してまいります。

(3) 早期療育事業

発達の遅れやしょうがいの疑いのある子に対し、子ども発達支援センターを通して専門機関・専門支援事業の紹介や適切な支援に努めるなど、充実した地域療育を推進してまいります。

また、支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携を図り、保育園・幼稚園・小学校に通う子どもには、教育や保育に対する助言や検査結果等の情報共有と適切な引き継ぎを行うなど、幼小連携による一貫した支援体制を確立してまいります。

町内の早期療育機能を充実させるため、平成23年度から臨床発達心理士、言語聴覚士を嘱託職員として常勤配置して来ましたが、今後は正規職員化を推進し、安定的な支援の提供をおこなってまいります。

次に、「学校教育の充実」について申し上げます。

3. 学校教育の充実

(1) 学校教育の推進

幼・小・中・高の幅広い連携の中から、基礎学力保障の取組を加速させつつ、学校の序列化や過度の競争が生まれにくいよう慎重に対応するとともに、学校改善推進委員会を中心に、全国学力・学習状況調査結果を学校ごとに検証、分析することにより、各校の課題解決を図ってまいります。

幼小中高連携の理念のもと、教科の連携による「幼小中高教員の相互乗り入れ授業」や学校行事への参加・交流など、学校間の「縦・横・斜め」の連携を強化してまいります。

いじめや不登校、問題行動などについては、早期発見と未然防止に努めるとともに、人権教育や命の教育の充実を図ります。また、いじめ防止対策推進法等に基づく、町の「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「安平町いじめゼロ子ども会議」等を通じた普及啓発など、各学校や関係組織との関係により取組を進めてまいります。

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するため、地域企業の協力によるキャリア教育の充実化を図るとともに、「一日教育長体験事業」などの実施による開かれた教育委員会を目指してまいります。

(2) 開かれた学校づくり

学校と地域が力を合わせ、学校の応援団として組織する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を全ての小学校に導入します。また、これにより、各校で実施している「学校評議員制度」「学校関係者評価制度」などとの一本化を進めてまいります。

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業については、効果的な土曜日の在り方の調査研究を進めるとともに、事業の実践に努めてまいります。

子どもと地域住民の相互理解を図るため、学校内外における「あいさつ運動」や「地域環境美化運動」など、地域と学校の連携による運動を「ゼロ予算事業」として展開してまいります。また、開かれた学校及び学校間の連携を図るため、「幼小中高教員の相互乗り入れ授業（出前授業等）」を検討してまいります。

(3) 小中学校教育

学校と社会教育が一体となり、地域の教育資源を活用したキャリア教育や土曜学習を含めた「ふるさと教育・学社融合授業（事業）」を推進するとともに、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化等に向けた準備を進めてまいります。また、就学援助費については、基準の見直し等の対策を講じてまいります。

教職員の資質向上を図るため、道教委が主催する研修会に積極的に参加していくとともに、道に要望しているスクールカウンセラーの派遣による「教職員の1日研修」や、町教委及び校長会等が主催する研修機会の充実化を図ってまいります。

特別支援教育の充実化を図るため、特別支援教育推進委員会を設置するとともに、言語聴覚士や臨床発達心理士などの専門職員の配置や、特別支援教育補助員の増員による支援の充実化

を図ります。「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図ってまいります。

(4) 高等学校教育

追分高校の教育活動の充実を図るため、「追分高等学校存続支援協議会」を中心に、外国語指導助手（ALT）の派遣や、特色ある教育活動・就学・通学に対する支援を行うとともに、情報発信の充実を図る「追高紹介パンフレット」の製作、町内の生徒や保護者に向けた「追分高校エピソード」等の発行により学校の魅力を積極的に発信してまいります。

町内唯一の高等学校である追分高等学校の存続のため、行政・学校・追分高校を支える会などが一体となった地域運動を展開するとともに、誘致企業会をはじめとする関係団体・関係機関とともに存続要望活動に加え、進路決定率を高める運動を推進してまいります。

追分高等学校の魅力を伝える取組を強化するため、中学生を対象とした学校説明会や一日体験入学、誘致企業会と連携したインターンシップ授業など、学社融合事業の推進による魅力ある授業や地域に開かれた学校づくりを目指してまいります。

追分高等学校、中学校、教育委員会事務局等による「教育懇談会」を開催し、町内児童生徒や保護者ニーズ、さらには、先進事例等の現状分析の共有化を図るとともに、追分高等学校存続に向けた課題解決策を検討してまいります。

(5) 健康・安全・防災教育

食育を総合的かつ計画的に進めるため、学校給食センターの活用と学校、保護者と連携したアレルギー対応給食の提供を2学期より開始するとともに、食育推進計画に基づく食育の推進に努めます。また、学校給食材料の地域産物導入の促進や、事業実績のある道有機農業協同組合、胆振地区漁業士会等の協力による食育事業を学社融合事業に位置付け、子どもたちと生産者との交流による食育教育を拡充してまいります。

窒息事故や食物アレルギー、ノロウイルス等を原因とする大規模な食中毒などの未然防止策に向け、安全確保や衛生管理を指導・徹底してまいります。また、「フッ化物洗口の導入」については、町内の全ての小学校の継続実施及び中学校の導入を計画的に進めてまいります。

東日本大震災を教訓として、学校における防災教育を推進するとともに、安全管理・危機管理マニュアルの周知徹底及び必要な見直しを進めてまいります。

子どもの体力、運動能力の向上を図るため、新体力テストの実施学年の拡大を進めるとともに、豊かな心を育む教育活動の充実とスポーツに親しむ環境づくりを一層醸成してまいります。

通学路の交通安全の確保については、地域ごとの推進体制の構築などの取り組みを関係機関・関係団体・保護者・地域住民等と連携した「子どもサポート隊」など、登下校時や放課後等の見守り活動を着実に推進してまいります。

(6) 学校施設等の整備充実

児童生徒の安全を確保するため、安平・遠浅小学校の耐震化工事を実施するとともに、追分小学校で懸案となっていた「水道管改修事業」、「体育館床改修」、「玄関タイルの改修等」を実

施するとともに、その他各学校施設、教職員住宅の整備改修を計画的に行うなど、安全で快適な教育環境の確保・施設の長寿命化を図ってまいります。

現在使用している校務用パソコン関連機器の老朽化及びサポート終了に伴う更新については、セキュリティ対策や校務支援システムの導入を検討してまいります。

また、新設した学校給食センターの調理業務、配送業務については、民間委託を基本とすることにより、労務管理コストの軽減とともにサービスの向上を図ってまいります。

(7) 幼小中高連携教育の推進

「幼小中高連携教育推進協議会」の組織化により、幼小中高の縦、横、斜めの連携を基軸とした連携を図り、学校行事等の積極参加や幼児、児童、生徒間及び教師間の相互交流を深めてまいります。また、各学校間等の連携教育については、「学力向上」「教育指導」「国際理解教育（英語学習）」「スポーツ教育」「特別支援教育」「ふるさと教育・学社融合授業（事業）」の各分野を重点事項と位置付け取り組んでまいります。

さらに、幼小中高の連携教育を推進することにより、民営化を目指す「はやきた子ども園」の特色化を図るとともに、追分高等学校の存続運動につなげてまいります。

次に、「社会教育・社会体育の充実」について申し上げます。

4. 社会教育・社会体育の充実

(1) 社会教育の推進

町民の知恵や技術、経験や潜在能力を活用した「町民マスター制度」を運用するとともに、生涯学習のリーダー的な役割として、地域の「担い手の育成（人づくり）」、「地域の団体やNPO法人との協働を目指した仕組みづくり」の検討と活用を図ってまいります。

町民自らが講座の企画・立案、運営に携わり、学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催や、講師派遣を含めた「出前講座」方式による学習機会の提供に努めてまいります。

教育関係の情報提供については、「生涯学習だより“きらり”」を中心に据え、さらには町ホームページや町広報紙、町ホームページとリンクした「フェイスブック」や「イベントの動画情報」など、より充実した情報発信を行ってまいります。

子どもに不足している「歩く距離・学習時間・民泊等」などの様々な体験量を数値化するなど、土日曜日や長期休業中のプログラムで補填する仕組みとともに、学校教育との学力向上・体力向上と連携した取組を検討してまいります。

(2) ふるさと教育・学社融合

「学社融合事業」については、ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛する心を育む「ふるさと教育」の推進に向け、「ふるさと教育・学社融合推進委員会」のもと、家庭・学校・地域が連携し、教育の輪が大きく育まれていくような取組を推進してまいります。

自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と、食を選択する判断力の育成を図るとともに、薬物乱用防止教室や国際理解教育、福祉教育、ボランティア学習など、関係機関及び地域の教育力を活用した取組を進めてまいります。

明日の親となる中学生のための子育て講座など、中学生に「命の大切さ」や「親の愛の深さ」

を学ぶ子育て理解講座を継続するとともに、「人生体験」や「命の尊厳」を児童・生徒に直接語りかける「いのちの授業」に取り組んでまいります。

(3) 平和教育

児童生徒を対象とした平和教育については、戦争の悲惨さを肌で感じ、平和について考える力を培う「広島平和記念式典派遣事業」を継続していくとともに、派遣にあたっては研修効果を高める事前研修の実施や、町民を対象とした報告会に向けた事後研修を行うなど、子どもたちの主体性を大切にしたい事業実施に努めてまいります。

また、平和教育マスターを活用した平和教育事業を継続し推進していくとともに、平和希求の精神を後世に継承することを目的とした安平町平和祈念式典に協力してまいります。

(4) 青少年教育

郷土に誇りと情熱を持ちながら活動に参加し、自ら行動できる青年を育成するため、青年のニーズにあった学習の機会を提供するとともに、平成 25 年にスタートした「若者塾」など、まちづくりに繋がる積極的な活動を支援してまいります。

大学生ボランティア等の協力により、中学生の夏休み・冬休み期間中の学習の場として、経済的な負担が伴わない学習支援施策として「子ども寺子屋」を継続するとともに、放課後子ども教室や各種体験事業など、青少年の健全育成に繋がる事業を実施してまいります。

子どもに不足していると言われている体験機会（運動機会・学習時間・各種体験活動）の提供について、土・日曜日や長期休業中の実施を検討してまいります。

(5) 成人教育

成人教育については、自己啓発につながる学習活動や社会教育事業、公民館事業に企画段階から参画できるプログラムを構築するとともに、生活意識や人生観、職業観、さらには「生きがい・教養」など、地域住民のニーズに沿った事業展開を図ってまいります。

また、幼稚園・小・中・高校における単位PTA並びに、これらの連携事業を行う「安平町PTA連合会」の支援や、「安平町婦人団体連絡協議会」の組織強化と女性団体間の有機的連携を強化してまいります。

さらに、各種行政委員会等に女性委員が参加しやすい環境づくりや、いろいろな場面での女性の登用と男女共同参画等の取組の推進に努めるとともに、町内の女性サークル、グループの自主活動への助言と支援に努めてまいります。

(6) 家庭教育

妊娠期から思春期の子どもを持つ親までを対象とした「子育て講座」や「家庭教育講座」等を開設していくとともに、訪問型などのきめ細かな家庭教育支援を行うため、保健師との連携を図ってまいります。

読み聞かせ等をとおして愛情豊かな親子関係を築くため実施する「ブックスタート事業」や「読み聞かせ」などのボランティア活動を積極的に支援するとともに、子育て支援の体制整備を町内全域に広げてまいります。

地域全体で子育てを支えることを基本に家庭教育支援のための学習機会の充実を図るとともに、インターンシップにつながる「家庭教育サポート企業等制度」の普及を図り、家庭教育支援のネットワークづくりに努めてまいります。

(7) 高齢者教育

高齢者の生きがいを高め、健康で豊かな人生を創造するために「安平町高齢者大学（ふれあい大学）」を開校するとともに、講座内容を含めた企画・運営への参画の機会を用意するなど、自主運営方式を目指し参加者間の交流の輪を広げていくことができる仕組みを参加者とともに作り上げてまいります。

地域にある公民館や学校において、子どもと高齢者が集まり交流の場としてこれらの施設を開放するなど、公民館の利用促進と学校施設の有効活用を含めた高齢者対策を検討していくとともに、世代間で子育てを応援する社会づくり、家族や地域のきずなを深め「学び合い・支え合う」学習活動を推進してまいります。

(8) 芸術文化活動

児童生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートなどを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術文化に触れあう機会の拡充を図るとともに、文化・歴史伝承の担い手となる継承者育成の援助、支援に努めてまいります。また、12月に安平町で公演が決定となりました「札幌交響楽団」の成功に向けた取組を支援してまいります。

子どもたちの意欲の向上を図るため創設した「子ども文化・スポーツ賞」の制度の普及推進を図っていくとともに、日頃接することの少ない芸術文化に触れる機会として「芸術文化鑑賞会」や「文化講演会」を開催してまいります。また、町内団体、サークル活動、町内芸術家の成果を発表する場を確保するとともに、安平文芸の発行など、町内の一体感の醸成に寄与する活動や町民ニーズにあった取組に対する支援を行ってまいります。

(9) 文化財の保護

町内に点在する埋蔵文化財包蔵地（遺跡）や町が指定した文化財については、文化財の保護と新たな指定に努めるとともに、郷土資料を保存している早来郷土資料館については、施設の老朽化が著しいため、町内遊休施設等の利活用による再整備を検討してまいります。

遠浅地区にある「木製サイロ（町文化財）」については、産業遺産としての価値も高く、遠浅酪農の歴史を物語るシンボリックな存在であるため、関係機関との調整・協議により、国の重要文化財の指定に向け努力してまいります。

現有の鉄道資料館に静態保存している蒸気機関車の保護や整備を継続するとともに、このような文化と財産を後世に引き継ぐための仕組みづくりを調査・研究します。さらに、SL保存協力会と連携を図り、鉄道資料館に展示しているSL「D51-320号機」の走行調査等の支援をしてまいります。

(10) 国際交流と地域間交流

外国語指導助手（ALT）を確保し授業における外国語教育を充実するとともに、学校行事

や他の行事において、外国語指導助手との交流や外国文化の紹介など交流活動を通じ、より多くの児童生徒が外国の言語や文化に接する機会を設け国際理解教育を推進してまいります。

町内で活動している国際交流団体等については、活動内容や方針を再確認し活動の幅を広げていけるよう、事業の連携・再構築に向けた支援を行ってまいります。

(11) 社会教育施設の整備

公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場、協働のまちづくりを進める地域の拠点として、町民センターの耐震診断や修繕を行うなど、施設の長寿命化を図るとともに、遠浅公民館の建て替えについては、地域住民との対話により進めてまいります。

鉄道文化の継承と、人と情報の交流などを目的とした「鉄道文化公園（仮称）」等の整備については、「道の駅整備構想（仮称）」との調整を含め、関係課並びに関係者と慎重に検討してまいります。

公民館図書室については、専門司書の配置と蔵書管理一元化によるサービス向上を図るとともに、遠浅公民館内の図書コーナーについては、施設の整備に合わせ「子どもから大人が利用し集う場」として検討してまいります。

(12) 生涯スポーツの推進

町民の年齢や体力に応じた運動教室の開催や生涯学習フェスティバルにおける各種スポーツ大会の開催、地域間交流スポーツ大会の開催など、誰もが運動に取り組みやすい体力づくり・健康づくりを推進します。

町民が健康的な生活を送れるよう、健康福祉課との連携による「健康寿命延伸事業」を継続してまいります。また、7月23日安平町追分公民館駐車場で開催される「NHK 夏季巡回ラジオ体操会」については、成功に向け団体等に対し広く参加を呼びかけてまいります。

東胆振広域圏定住自立圏形成に向けた協定項目として近隣自治体との広域連携を強化するなど、スポーツ施設の整備や有効利用に努めるとともに、各種スポーツ大会や合宿誘致の連携を含めた広域的な相互利用を検討してまいります。また、安平町体力づくり推進協議会については、総合型地域スポーツクラブとして充実するよう支援していきます。

(13) 競技スポーツの推進

町の冬季スポーツとして歴史がある「アイスホッケー・スピードスケート競技」を安平町の奨励スポーツとして指定するとともに、個人、団体、育成者それぞれに対する支援策を検討してまいります。また、トップアスリートに対する積極的な支援によるジュニア競技力の向上に努めるとともに、地域の競技力を活かす冬季スポーツの振興を図ります。

スポーツ少年団をはじめとする児童生徒のスポーツ活動については、引き続き支援を継続するとともに、ABIRAミクニカップキッズアイスホッケー大会など、地域の特色を活かしたスポーツ大会の開催と底辺の拡大に向けた活動や取組を支援します。また、体育協会やスポーツ少年団等スポーツ関係団体の育成・強化に努めるとともに、競技人口の底辺拡大を図ります。

オリンピック及び国体等と連動した氷上スポーツやカヌー競技など、次代を担う競技スポーツを育成するとともに、オリンピック強化選手に指定された町民に対する支援策を検討してま

います。また、ツール・ド・北海道2014が9月13日から3日間開催されますが、初日に安平町を通過することから、関係機関との連携を図り成功に向け努力してまいります。

(14) 社会体育施設の整備

スポーツセンターせいこドームについては、機能アップと利用者の増加を図るために必要となる「断熱工事、競技フロア（スケート床）、冷凍機（電気）の更新」などの大規模改修事業の実施に向け、有利な助成制度等の活用を図り推進してまいります。

町内のスポーツ施設の情報発信によるスポーツ合宿の誘致を積極的に推進するとともに、既存の「しらかば合宿所」及び、平成25年に整備した「さかえ合宿所」の利用促進を図るなど、スポーツを通じた交流人口の増大を図ってまいります。また、はだしの広場については、「少年サッカーゴール」を購入するなど、公園管理部署との連携により整備してまいります。

スポーツセンターの温水プールについては、「屋上防水改修工事」及び「プールろ過装置補修整備」などの環境整備を行うとともに、利用者の増加策・プールの通年化・施設の長寿命化などを引き続き検討してまいります。また、安平山スキー場や柏が丘球場については、計画的な整備とともに有効利用を図ってまいります。

スポーツを基軸とした合宿や各種大会の誘致活動を積極的に行うため、宿泊施設や食事提供のワンストップ紹介など、町民や町内団体と一体となった「おもてなし」の体制づくりを図ってまいります。

5. おわりに

以上、平成26年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

安平町の子どもたちは、将来、輝かしい舞台の主演となる存在であります。

こうした子どもたちが、夢を持ち未来に羽ばたいていくために、今何ができるのか、何をなすべきか、ということを実際に考え、秘めたる可能性を引き出し磨き上げていくことが、私たちの世代に課せられた最大の責務であると考えております。

言うまでもなく、町づくりを考える上で、町行政と教育行政は車の両輪です。

今後とも、住民の皆様の目線に立ち、町行政と整合性を図りながら、「すべては安平町の一人ひとりの子どものために」、スピード感と緊張感を持って最大限の努力をしまいる所存でございます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます教育行政執行方針とさせていただきます。